

# 訴 状

2009年（平成21年）3月16日

東京地方裁判所 御 中

## 原告訴訟代理人

弁護士	清	水	英	夫	
弁護士	小	町	谷	育	子
弁護士	飯	田	正	剛	
弁護士	日	隅	一	雄	
弁護士	岡	島		実	
弁護士	梓	澤	和	幸	
弁護士	池	宮	城	紀	夫
弁護士	石	川	知	明	
弁護士	岩	井		信	
弁護士	内	田	雅	敏	
弁護士	神	田	安	積	
弁護士	紀	藤	正	樹	

弁護士	儀	部	和	歌	子
弁護士	木	村	晋	介	
弁護士	金	城		睦	
弁護士	真	田	範	行	
弁護士	杉	浦	ひ	と	み
弁護士	田	場	暁		生
弁護士	中	根	洋		一
弁護士	永	吉	盛		元
弁護士	二	瓶	和		敏
弁護士	廣	田	智		子
弁護士	藤	川	綱		之
弁護士	藤	澤			整
弁護士	藤	本	利		明
弁護士	三	宅	俊		司
弁護士	宮	里	邦		雄
弁護士	村	上	文		男

弁護士 山 口 貴 士

弁護士 渡 邊 博

当事者の表示

原 告 桂 敬 一 外 24名

別紙原告目録のとおり

( 原告訴訟代理人 別紙訴訟代理人目録のとおり

〒100-8977

東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 森 英 介

行政処分庁 外務大臣 中曾根弘文

行政処分庁 財務大臣 与謝野 馨

( 沖縄密約文書不開示決定処分取消等請求事件

訴訟物の価額 金8250万円

貼用印紙額 金26万9000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 外務大臣中曾根弘文が、平成20年10月2日付けで原告らに対し  
てした別紙行政文書目録1記載の各行政文書を不開示とする決定を取り消す。
- 2 外務大臣中曾根弘文は、原告らに対し、前項の各行政文書の開示決定をせよ。
- 3 財務大臣中川昭一が、平成20年10月2日付けで原告らに対して  
した別紙行政文書目録2記載の各行政文書を不開示とする決定を取り消す。
- 4 財務大臣与謝野馨は、原告らに対し、前項の各行政文書の開示決定をせよ。
- 5 被告は、原告ら各自に対し、10万円及び平成20年10月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 6 訴訟費用は被告の負担とする。  
との裁判を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 はじめに

1972年（昭和47年）5月15日、沖縄が日本に返還された。直接的な米軍支配から抜け出したものの、沖縄には、在日米軍基地・専用施設の75パーセントが集中し、今なお、日米同盟の枢要な拠点であり続けている。

日本は、現在、在日米軍の駐留に伴い、思いやり予算と呼ばれる在日米軍駐留経費を負担しており、普天間基地の名護市辺野古への移転及び日本に駐留する米海兵隊の一部のグアムへの移転など米軍再編の

ための費用も負担することになっている。この巨額の財政負担の源流は、沖縄返還交渉中に日本とアメリカ合衆国との間で交わされた「秘密の合意＝密約」にあるといわれている。

本件訴訟で公開を求める文書は、沖縄返還交渉に際し、日本とアメリカ合衆国が合意をした財政負担に関する文書及び関連の文書である。沖縄返還から40年近くが経過した現在、いまなお不開示となっているこれらの文書は、行政上必要な文書という性格を越えて、すでに歴史的な公文書となっている。そして、主権者である国民が、知識の与える力をもって自らを装備し、日本とアメリカ合衆国との間に伏在する諸問題の実相を知るためにも、これらの文書は極めて重要な意義を有している。

国民に情報を与えない、もしくは、情報を獲得する手段を与えなければ、政府は真に国民の政府とはなりえない。沖縄返還に関する密約文書は、広く国民に公開されなければならない。

## 2 本件訴訟の対象文書の概略及びその内容

### (1) 本件訴訟の対象文書の概略

本件訴訟で原告らが公開を求める行政文書（以下、まとめて「本件文書」という。）の概略は、次のとおりである。

① 「CONFIDENTIAL SUMMATION OF DISCUSSION Of Article IV, Para 3」と題するスナイダー（SNEIDER）と吉野（YOSHINO）による討議を記録した1971年（昭和46年）6月12日付文書（以下「本件文書①」という。甲1アメリカ国立公文書館公開文書、甲2翻訳文）

② 「SECRET Memo」と題する1971年（昭和46年）6月11

日付文書（以下「本件文書②」という。甲3アメリカ国立公文書館公開文書、甲4翻訳文）

- ③ 上記①及び②に関する報告、記録または引用した報告書及び公電などの文書（以下「本件文書③」という。）
- ④ 上記①及び②に関する翻訳文（以下「本件文書④」という。）
- ⑤ 「SECRET Memo Noted by D.M.K」と題する1969年（昭和44年）12月2日付文書（以下「本件文書⑤」という。甲5アメリカ国立公文書館公開文書、甲6翻訳文）
- ⑥ 上記⑤について報告、記録または、引用した報告書及び公電などの文書（以下「本件文書⑥」という。）
- ⑦ 上記⑤に関する翻訳文（以下「本件文書⑦」という。）

なお、甲第1号証（本件文書①と同一内容）、甲第3号証（本件文書②と同一内容）及び甲第5号証（本件文書⑤と同一内容）は、原告らがアメリカ国立公文書館記録管理局（National Archives and Records Administration : NARA、以下「アメリカ国立公文書館」という。）で入手したものである。

## （2）本件文書の内容

本件文書は、沖縄返還に伴い、日本政府がアメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）に対して負った財政にからむ秘密の合意（密約）に関する文書であり、その詳細は以下のとおりである。

ア 本件文書① — 軍用地の原状回復費用400万ドルの日本側肩代わり

本件文書①は、「CONFIDENTIAL SUMMATION OF DISCUSSION Of Article IV, Para 3」（極秘 4条3項についての議論の要約）という表題の1971年（昭和46年）6月12日付け文書である（甲

1、2)。そこには、日本とアメリカが、沖縄返還以前にアメリカが軍用地として使用していた土地の原状回復費用400万ドルを日本が肩代わりするという合意をしたことが記されている。同文書にイニシャルで署名をしたのは、日本側が吉野文六外務省アメリカ局長（当時、以下「吉野文六」という。）で、アメリカ側がリチャード・スナイダー駐日米公使（当時、以下「スナイダー」という。）であった。

これが秘密の合意（密約）であることは、本件文書①の合意が成立した直後の6月17日に調印された日米沖縄返還協定（甲7、以下「返還協定」という。）との対比を通して明らかとなる。

すなわち、返還協定4条1項に基づき日本が対米請求権を放棄する一方で、同条3項では、沖縄返還時にアメリカが軍用地として使用していた土地について、アメリカが日本国民に対し「土地の原状回復のための自発的支払を行なう」との取り決めがなされた（甲7）。

この軍用地の原状回復について、アメリカは、1950年（昭和25年）から1961年（昭和36年）7月以前までの期間については補償していたものの、50年以前と61年7月以降については補償を放置していた。このため、沖縄の強い要求を受けて日本が補償を要求したところ、アメリカは、すでに議会に補償支払を終了したと報告済みであることを理由に、さらなる補償を拒否した。日本とアメリカは、最終的に、返還協定4条3項の規定上はアメリカが日本国民に対して軍用地の原状回復費用を支払うかのように見せかけながら、実際には日本がこれを肩代わりすることとし、本件文書①の合意をした。

本件文書①と同一の内容である甲第1号証には、その左下に、吉

野文六のイニシャルである「BY」が清明に付されている。

なお、この原状回復費用 400 万ドルは、返還協定 7 条で定めた日本のアメリカに対する財政負担 3 億 2000 万ドルの中に秘密裏にもぐり込まれた。

イ 本件文書② — ボイス・オブ・アメリカの移転費用の日本側負担  
本件文書②は、「SECRET Memo」（秘密メモ）という表題の 1971 年（昭和 46 年）6 月 11 日付け文書である（甲 3、4）。そこには、日本とアメリカが、アメリカの短波放送の中継局であるボイス・オブ・アメリカ（Voice Of America（アメリカの声）、以下「VOA」という。）の日本国外への移設費用を日本が負担するとの合意をしたことが記されている。

この VOA 施設の移転にからむ日本側の費用負担が秘密の合意（密約）であることは、返還協定 7 条との対比により明らかとなる。すなわち、返還協定 7 条は、日本がアメリカに対して支払う財政負担を、日本に移転されたアメリカ資産の買取費用、核兵器の撤去費用及び返還後に増大する基地従業員にかかる年金・社会保障費などの労務費用に限定し、その合計を 3 億 2000 万ドルとしていた（甲 7）。もともと、VOA 施設は、日本に移転されるアメリカ資産ではないため、日本がその移設費用を支払う根拠はなかったが、アメリカの要求により、日本は、返還協定 8 条に定める将来予定される VOA 施設の移転に関し、返還時に前もってその移転費用 1600 万ドルを支払うこととした。本件文書②は、この日本とアメリカの秘密の合意（密約）を示すものである。

本件文書②にも、本件文書①と同様に、日本とアメリカの代表のイニシャルが付されている。

なお、当初、沖縄返還に伴う日本側の財政負担は3億ドルであったが、日本が、このVOA施設の移転費用1600万ドルを、軍用地の原状回復400万ドルと同様に、秘密裏に支払うこととなったため、返還協定7条に基づく日本の財政負担は3億2000万ドルにまで膨らんだ。

#### ウ 本件文書③・④

本件文書③は本件文書①及び②の報告書及び公電であり、本件文書④は本件文書①及び②の翻訳文である。本件文書①及び②は、吉野文六とスナイダーがイニシャルを付して合意したものであるが、その内容を合意が交わされた会合に出席していなかった総理大臣、外務大臣、大蔵大臣らに報告する必要があり、報告書、公電（本件文書③）及び翻訳文（本件文書④）が作成されているはずである。

#### エ 本件文書⑤ — 返還協定の3億2000万ドルを超える日本側負担

本件文書⑤は、1969年（昭和44年）12月2日付文書で、日本側代表である柏木雄介大蔵省財務官（当時、以下「柏木雄介」という。）とアメリカ側代表であるアンソニー・J・ジューリック財務省特別補佐官（当時、以下「ジューリック」という。）との間で、返還協定の3億2000万ドルをはるかに超える金額を日本が負担することについて合意した文書である（甲5、6）。同文書には、各ページの上段と右端の2箇所にイニシャルが記されているが、「AJJ」と「YK」は、それぞれ、「アンソニー・J・ジューリック」と「ユウスケ カシワギ」のものである。

本件文書⑤が秘密の合意（密約）であることは、返還協定7条との対比により明らかとなる。すなわち、返還協定7条は、前記イの

とおり、日本がアメリカに支払う財政負担を3億2000万ドルとして、その支払目的をアメリカ資産の買取費用、核兵器の撤去費用及び返還後に増大する基地従業員にかかる年金・社会保障費などの労務費用に限定していた（甲7）。しかし、実際には、本件文書⑤が締結された1969年（昭和44年）12月2日に先立ち、同年11月21日の佐藤・ニクソン共同声明が出される直前に、日本とアメリカは、返還協定7条に記された3億2000万ドルをはるかに超える金額で、日本のアメリカに対する財政負担の総額の合意をしていたのである。

その内容は、民政用・共同使用資産買取費用1億7500万ドル、琉球銀行株式と石油・油脂施設の売却益、基地移転費及びその他の費用2億ドル（5年間で物品、役務による）、通貨交換後の預金（25年間以上、無利子）6000万ドル、基地従業員の社会保障費3000万ドルなどであった（甲5、6）。

これらの日本の財政負担を示す日本とアメリカとの間の秘密の合意（密約）が、本件文書⑤に表されている。

#### オ 本件文書⑥・⑦

本件文書⑥は、本件文書⑤の報告書及び公電であり、本件文書⑦は、本件文書⑤の翻訳文である。本件文書⑤は、柏木雄介とジューリックがイニシャルをして合意したものであるが（甲5）、合意が交わされた会合に出席していなかった総理大臣、外務大臣、大蔵大臣らに報告する必要から、報告書、公電（本件文書6）及び翻訳文（本件文書7）が作成されているはずである。

### 3 原告らの情報公開請求と外務大臣・財務大臣の不開示決定処分

## (1) 原告らの情報公開請求

ア そもそも、このような密約の存在自体は、沖縄返還交渉当时、毎日新聞の政治部記者が入手した外務省機密電信文により、早くから知られていた。

当時から、日本政府は、沖縄返還に伴う秘密の合意（密約）の存在を否定していたが、その後のメディアの報道により、密約の存在が確実なものとして裏付けられるに至った。たとえば、1998年（平成10年）になって、アメリカにおいて、本件文書⑤と同一内容の文書がアメリカ国立公文書館で公開されていると報じられた（甲8、1998年7月11日付け朝日新聞記事）。続いて、2000年（平成12年）にも、本件文書①及び②と同一内容の文書がアメリカ国立公文書館で公開されたことが報道された（甲9、2000年5月29日付け朝日新聞）。

これらの新聞報道後、2002年（平成14年）5月15日に琉球朝日放送で放送された「告発～外務省機密漏洩事件から30年今語られる真実」において、沖縄返還交渉の日本政府の責任者であった吉野文六が、本件文書①に付された署名を自分のものであることを認めた。そして、2006年（平成18年）2月8日付け北海道新聞記事（甲10）において、吉野文六は、本件文書①の日本側による軍用地の原状回復費用400万ドルの肩代わりや本件文書⑤の通貨交換後の預金の事実を認めた。吉野文六は、続いて、同年2月24日付け朝日新聞の取材に対しても、本件文書①の日本側による軍用地の原状回復費用の肩代わりと本件文書②のVOAの移設費用の負担を認めた（甲11）。もっとも、それより前に、吉野文六は、政策研究大学院大学のオーラルヒストリー（聞き取り）のプロ

ジェクトにおいて、秘密の合意（密約）の存在を明確に認めていた（甲12）。

このような一連の報道などから、沖縄返還交渉において、日本とアメリカとの間で、財政負担の秘密の合意（密約）が交わされていたことが裏付けられた。

しかし、日本政府は、現在に至るまで、この密約の存在を否定し続けている。そこで、この問題に関心を寄せるジャーナリスト、作家、研究者、市民（以下「開示請求者」という。）が広く集まり、ジャーナリストの原寿雄、憲法研究者の奥平康弘、ジャーナリストの筑紫哲也を共同代表として、日本政府に対し、本件文書の情報公開請求を行うこととした。

イ 2008年（平成20年）9月2日、原告らを含む開示請求者は、外務大臣高村正彦に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）4条1項に基づき、別紙行政文書目録1記載の本件文書①ないし④の各文書の開示を請求した（甲13行政文書開示請求書）。

ウ 同じく2008年（平成20年）9月2日、開示請求者は、財務大臣伊吹文明に対し、情報公開法4条1項に基づき、別紙行政文書目録2記載の本件文書⑤ないし⑦の各文書の開示を請求した（甲14行政文書開示請求書）。

## （2）外務大臣及び財務大臣の不開示決定処分

これらの開示請求にもかかわらず、日本政府は、次のとおり、文書が存在しないという回答を行い、沖縄返還に際しての財政密約について否定を重ねた。

外務大臣中曾根弘文（以下「外務大臣」という。）は、2008年（平

成20年)10月2日、開示請求者に対し、本件文書①ないし④について、その全部を不開示とする処分(情報公開第02737号、情報公開02738号、情報公開02739号、情報公開02740号。以下「本件処分1」という。)をした(甲15の1ないし4行政文書不開示決定通知)。本件処分1の決定通知書には、その決定理由として、極めて簡単に「当省は該当する文書を保有していないため、不開示(不存在)としました。」と記されていた。

同日、財務大臣中川昭一(以下「財務大臣」という。)は、開示請求者に対し、本件文書⑤ないし⑦について、その全部を不開示とする処分(財総第124号。以下「本件処分2」という。)をした(甲16行政文書不開示決定通知)。同処分の決定通知によれば、決定理由は、「本件対象文書を保有していないため、対象文書の不存在による不開示としました。なお、今回の開示請求を受けて、行政文書ファイル管理簿による調査や行政文書の保存場所の探索を行いましたが、本件対象文書を作成又は取得した事実は確認できず、また、廃棄及び国立公文書館への移管の記録もありませんでした。」というものであった。

なお、開示請求者が本件処分1及び2の決定通知書を受領したのは、同年10月3日であった。

#### 4 沖縄密約文書に関心を寄せる原告ら

原告らは、共同代表に原告桂敬一と原告柴田鐵治を選び(沖縄在住者の共同代表は検討中)、開示請求者を代表して、本件訴訟を提起した。そのプロフィールと本件訴訟に向ける思いなどは次のとおりである。

##### (1) 原告桂敬一(共同代表)のプロフィール・本件訴訟に関する所感

原告桂敬一は、73歳で東京都に在住しており、新聞界の共同機関

である社団法人日本新聞協会に勤務後、東京大学新聞研究所（後に社会情報研究所と改称）など、いくつかの大学でマス・メディア、ジャーナリズムの研究と教育に従事し、現在も立正大学で教鞭をとっている。

原告桂敬一の本件訴訟に関する所感は次のとおりである。

私の問題意識のなかでは、沖縄密約事件とはまず、1972年の西山事件として記憶に残るものです。米軍用地の原状回復費用400万ドルを日本が肩代わりするとした密約の重大な意味が、取材方法に女性問題が絡んでいたとするスキャンダルによって隠蔽され、この事件があたかも不適切な報道倫理上の問題であるかのように歪められ、加えて報道記者までが国家公務員法違反で処罰されるという、表現の自由・国民の知る権利が抑圧される結末へと、国家によって巧妙に誘導されていった出来事として、いまもありありと記憶に残っています。

しかし、2002年、琉球朝日放送の若い女性ディレクターがこの問題をめぐるドキュメンタリーをつくって発表し、2006年には、北海道新聞が吉野文六・元外務省アメリカ局長に対する直接取材で、当時の密約の内容が、400万ドルどころか、はるかに範囲も広い、巨額なものであるとする証言を引き出し、世間を驚愕させました。なにしろ当時の日米交渉の当事者からの証言です。騒然とした動きがメディアの世界に生じました。琉球朝日放送のディレクターも、北海道新聞の記者も、私の知っている若い人です。こういう若者が、自分の直接は知らない昔の問題の真相を、このように明らかにしてくれたことを、とても嬉しく思い、感動しました。この感動を、本件訴訟

においても、再び味わいたいと切望しております。

残念ながら日本政府は、依然として国民を「依らしむべし、知らしむべからず」の状態に置こうとしています。これではとてもアメリカに敵いません。もうけりをつける時機だと考えます。

(2) 原告柴田鐵治（共同代表）のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告柴田鐵治は、川崎市に在住しており、朝日新聞論説委員を務めた後、国際基督教大学客員教授としてメディア論等を教えている。

原告柴田鐵治の本件訴訟に向ける思いは、以下のとおりである。

私たちの政府が国民に平氣で嘘をつく政府であってほしくないと考え、原告団に加わりました。裁判所の明快な判断を期待しています。

(3) 原告新崎盛暉のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告新崎盛暉は、73歳で沖縄県那覇市に在住している。沖縄大学名誉教授であり、主な著書に、『沖縄現代史 新版』（岩波新書）、『基地の島 沖縄からの問い』（創史社）等がある。

原告新崎盛暉の本件訴訟に向ける思いは、次のとおりである。

1952年4月28日、都立小山台高校1年のとき、対日平和条約発効を祝して、万歳三唱をした全校生徒教職員に対する違和感が、沖縄との出会いです。以後、「沖縄にとって日本とは何か」を問い合わせしつつ半世紀を生きています。本件訴訟への参加はその延長線上にあります。

(4) 原告岩崎貞明のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告岩崎貞明は、45歳で東京都に在住している。テレビ朝日の報道記者・デスクを経て、現在は雑誌『放送レポート』の編集長を務め

ている。

原告岩崎貞明の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

沖縄密約事件については記者時代に先輩から聞いていましたが、その後さまざまな事実が明らかになるにつれ、日本の政府に真実を明らかにしてほしい、と強く思うようになりました。しかし、情報公開請求にまともに応じてもらえなかつたことから、裁判に踏み切ることにしたものです。

#### (5) 原告奥平康弘のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告奥平康弘は、1929年生まれの憲法研究者である。1953年大学法学部卒業とともに教育・研究職に就き、爾来ほぼ60年間、いくつかの大学の教員を務めてきた。現在は、独立研究者として憲法学およびその周辺の社会科学分野における研究に従事している。とくに関心をもつのは、「国家と情報の流れ」とでも言えるような問題領域である。

原告奥平康弘の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

こうした私の立場からみれば、本件訴訟が持つ意義は多大です。沖縄における日本国主権の回復は、戦後日本国にとって画期的な出来事でした。それが、どのような経緯（交渉、駆け引き、妥協、決定など）を経て成立したのかという情報を、われわれ国民は、欠けるところなく「知る権利」を有しています。なぜならば、こうした背景情報無しには全島基地化されている沖縄の現状が抱えている諸問題を、われわれ市民は正しく理解できないからなのです。本件訴訟参加は、私にとっては、市民としての関心と同時に、「国家と情報の流れ」に関する研究者としての関心の表れなのです。

#### (6) 原告加藤剛のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告加藤剛は、75歳であり、名古屋の民間放送の報道部員として勤務後、現在は、日本ジャーナリスト会議（J C J）会員として活動している。

原告加藤剛の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

戦時の生まれであるが、幼児期は戦争の記憶は定かではありません。小2のとき（正しくは国民学校初等科2年）太平洋戦争が始まり、当局の情報操作の下で学校教育を受け、敗戦直前には特攻隊志望の軍国少年となっていました。

戦後になって徐々に戦争の真実を知り、国による情報隠蔽の恐ろしさを身をもって知りました。

本件情報隠蔽はもってのほかで容認できません。

#### (7) 原告加藤義春のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告加藤義春は、65歳で茨城県東海村に在住している。元日本原子力研究所の職員であり、工学博士である。

原告加藤義春の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

外務省の機密漏洩に関して、1972年4月4日に西山毎日新聞記者が逮捕され、有罪判決が確定した事件以来、国民の「知る権利」に関心を持っています。元外務省アメリカ局長の吉野文六氏は、沖縄返還協定に密約はあったと証言しています。本件文書の公開を強く求めます。

#### (8) 原告金平茂紀のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告金平茂紀は、55歳でアメリカ合衆国ニューヨーク市に在住している。日本の民間放送局に勤務しており、アメリカ総局長を務めている。

原告金平茂紀の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

沖縄密約事件については、ワシントン支局長時代に、アメリカ公文書館の関係文書に接し、密約の存在が裏付けられている事実に、記者として、また一人の日本人として、大きな驚きとともに、名状しがたいほどの理不尽な思いを抱いたことを申し述べておきます。公文書公開の原則は、民主主義の礎であることを、このアメリカの地にあって実感しております。

(9) 原告我部政明のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告我部政明は、琉球大学教授であり、国際政治学を教えてている。

原告我部政明の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

研究としては、ここ10年は日米関係、安全保障の分野を扱っています。沖縄返還については米国公文書館で公開されている公文書を分析した著書を出しました。そこで触れた主要な文書は、日本側ではほとんど公開されていません。これからの中間社会において日本のやるべきことを考えるためには、過去に何をやってきたのかを知ることから始めなければなりません。安全保障にかかわる対米関係について日本の外交文書の公開が不可欠なのです。

(10) 原告北岡和義のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告北岡和義は、67歳で静岡県に在住しており、日本大学国際関係学部の特任教授である。元読売新聞記者で、1970年には横路孝弘衆議院議員（後に北海道知事を経て、現衆議院副議長）の公設第一秘書を勤め、横路議員が沖縄密約を国会で追及した時のサポート・スタッフであった。その後アメリカ合衆国でジャーナリストとして活動していた。

原告北岡和義の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

在米ジャーナリストとして27年、情報公開はアメリカ民主主義の基本でした。国民にウソをつく政府は憲法の否定、いつか滅びます。

(11) 原告小中陽太郎のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告小中陽太郎は、74歳で、作家であり、現在、日本ペンクラブ理事や星槎大学教授を務めている。

原告小中陽太郎の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

ベトナム戦争に反対する市民運動ベ平連結成に参加し、米軍施政権下の沖縄復帰運動の沖縄デーで渡航し、復帰の県民の願いを目の当たりにしました。そのこころを踏みにじった密約に憤りを禁じ得ません。密約の文書をぜひ明らかにして沖縄県民の恨みをはらしたくこの訴訟に参加しました。

(12) 原告澤地久枝のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告澤地久枝は、東京に住む78歳のノンフィクション作家である。雑誌記者を経て、五味川純平の『戦争と人間』資料助手となり、のちに「戦争の昭和」を主題とする著作活動に入り37年が過ぎている。

原告澤地久枝の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

私の二冊目の本は『密約－外務省機密漏洩事件』です。97年から2年余、沖縄で学生生活を送り、我部政明教授の学生でした。米軍が解禁した密約電報を担当外交官の証言をも無視、政府は否認しています。知る権利も主権在民もない現状に、本件文書の公開を強く求める者です。

(13) 原告田島泰彦のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告田島泰彦は、56歳で埼玉県所沢市に在住しており、現在、上

智大学文学部新聞学科の教授として、表現の自由や情報メディア法制を中心に研究、教育に携わっている。

原告田島泰彦の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

私が学生だったときに沖縄密約事件が起こり、「国家秘密」や「知る権利」などをめぐり激しく論じられた記憶があります。ところが肝心要の密約は公開されることなく政府によりひた隠しにされたままで、これでは民主国家の名に値しません。知る権利や情報公開法の本来の姿を取り戻すために、本件文書の公開を求める。

(14) 原告辻一郎のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告辻一郎は、76歳で大阪府吹田市に在住しており、1955年から40年間にわたって大阪の毎日放送に勤務し、取締役報道局長などを歴任した。退職後、子会社の常務取締役などを経て、兵庫県の大手前大学の教授を務め、定年で退任した後、同大学の評議員やシニア・アカデミックアドバイザーなどをしている。

原告辻一郎の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

西山事件については、事件発生当時から深い関心をいだいてきました。その後、アメリカでは密約文書が公開されているにもかかわらず、日本ではいまだに事実が闇のなかにおかれています。これはいったい何故なのか。本件文書の公開を求める。

(15) 原告西村秀樹のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告西村秀樹は、58歳で大阪府箕面市に在住し、現在、民間放送に勤務している。

原告西村秀樹の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

日本が民主主義の国なのかいつも疑問に思っていますが、表

現の自由が尊重される世の中になるため、国民が主権者であることを確認するため、今度の裁判はたいせつな裁判にあると思い、原告の皆さん方とともに、前に進んでいきたいと考えています。

(16) 原告西山太吉のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告西山太吉は、77歳で北九州市に在住している。毎日新聞政治部記者時代に、沖縄密約事件に関与し、退職後は親族の系列会社に勤務後、現在自営業に従事しながら、全国の大学や市民団体の要請を受けて講演活動を続けている。

原告西山太吉の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

日米同盟の実態について、特に沖縄返還時に、その真実が隠蔽されたり、あるいは今回の日米秘密合意3件の不開示は、日本の情報公開制度の精神を蹂躪する違法行為といわねばなりません。その意味で裁判所の適正なご判示を心より期待してやみません。

(17) 原告藤田文知のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告藤田文知は、69歳で東京都に在住している。テレビ朝日の出身で、BPO（放送倫理・番組向上機構）を経て、現在、立教大学社会学部で兼任講師をしている。

原告藤田文知の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

国会で沖縄密約問題が追及されたときに政治記者として現場で取材をしていました。その後、密約問題はすりかえられ、追及すべきメディアが総崩れした責任の一端を痛感しています。

当事者の吉野さんが密約の存在を証言され、米公文書館でも日本政府の密約が明確に公開されている現在、日本政府の隠ぺい主義

は到底納得できません。あらためて、本件文書の全面公開を求めるものです。

(18) 原告松田浩のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告松田浩は、79歳で千葉県に在住している。日経新聞編集委員、立命館大学教授などを経て、現在、メディア総合研究所の研究員を務めている。ジャーナリズム論、メディア史を専門とし、主要な著書として、岩波新書『NHK』、『ドキュメント放送戦後史』などがある。

原告松田浩の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

沖縄密約問題については、いわゆる「外務省機密文書漏洩事件」以来、深い关心を持って発言してきており、今回の裁判を通じて政府が長年違法に隠しつづけてきた密約文書の開示を実現させたいと考えています。

(19) 原告宮里政玄のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告宮里政玄は、77歳で沖縄県那覇市に在住している。アメリカ合衆国オハイオ州立大学大学院（国際政治専攻）の出身で、現在沖縄対外問題研究会の代表を務めている。

原告宮里政玄の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

沖縄密約については、米国側のナショナルナ・アーカイブスの史料で知りました。米国で公開されているのに、日本で解禁されないのは納得できません。それで本件文書の公開を求めています。

(20) 原告宮台真司のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告宮台真司は、大学教員であり、インターネットでニュース解説番組の司会などもしている。

原告宮台真司の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

沖縄密約事件は軍事的安全保障において米国に足元を見られていることを象徴する事件です。正確にいえば、安全保障で足元を見られていること自体が安全保障概念を裏切っているのに、それに気づかぬ日本政府の愚昧を象徴しています。

(21) 原告元木昌彦のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告元木昌彦は、63歳で東京都に在住している。講談社に勤務した後、現在、出版プロデュースの他に、上智大学、明治学院大学などで編集論を教えている。

原告元木昌彦の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

沖縄密約事件は、ちょうど私が編集者になったばかりの事件で、よく覚えています。国民の知る権利に奉仕した新聞記者が、なぜ、メディアの支援も受けられず辞めなければならなかつたのか。国は、明らかな密約の事実を隠し通すのか。疑問を持つてきました。よって本件文書の公開を求めます。

(22) 原告森広泰平のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告森広泰平は、45歳で東京都江戸川区に在住している。8年前に日本初のインターネット新聞の創刊と編集にかかわり、現在、アジア記者クラブと市民メディアセンターM e d i R の両団体で事務局長を務めている。

原告森広泰平の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

沖縄密約事件については、澤地久枝さんの『密約外務省機密漏洩事件』を読んで真相を知りました。国権の最高機関である国会において偽証が行われ、当時の外交交渉の責任者が密約の存在を明言しているにも関わらず、政府が密約の存在を否定し続ける現状に、日本外交の行く末と議会制民主主義の形骸化を

危惧し、本件文書の公開を求める。

(23) 原告山口二郎のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告山口二郎は、1958年生まれで、現在、北海道大学で教授として政治学の研究、教育に従事している。また、新聞、雑誌で現代日本の政治についてもしばしば論評している。

原告山口二郎の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

2008年9月、札幌で私が主催している市民講座で沖縄密約事件を取り上げました。この事件の真相を究明することは、日本に民主主義を確立するために不可欠だとの思いを強くしました。

(24) 原告由井晶子のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告由井晶子は、75歳で沖縄県那覇市に在住している。沖縄タイムス社に51年間勤務した後、現在、県史・那覇市史・両議会史編さんに関わっている。

原告由井晶子の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

東京支社時代に沖縄密約事件が起こり、検察の卑劣なやり方に抗議行動を起こした一人です。米軍基地から沖縄住民に直接降りかかった被害の真相が米国の公開文書でしか知り得ないことがあまりに多く、怒りを禁じ得ません。本件は米側が認め、日本政府が否定する典型的な事例です。公開を求める。

(25) 原告米田綱路のプロフィール・本件訴訟に向ける思い

原告米田綱路は、39歳で東京都に在住している。現在、週刊書評紙「図書新聞」で仕事をする傍ら、戦後言論史の研究をしている。

原告米田綱路の本件訴訟に向ける思いは以下のとおりである。

沖縄密約事件は、基地問題が「沖縄問題」なのではなく、日

本国家の問題だということを証明しています。密約の開示は、国民が眞の主権者となる前提条件だと考えます。その阻害は許されません。

## 5 本件処分 1 及び 2 の違法性

外務大臣及び財務大臣は、上記 3 のとおり、不存在を理由として本件文書①ないし⑦を開示しているが、同文書は現に存在しており、本件処分 1 及び 2 は違法である。

### (1) 密約文書は存在する

本件文書①、②及び⑤は、いずれも、沖縄返還交渉の当事国であつた日本とアメリカの代表がイニシャルを付して合意をした正式な文書であり（甲 1、3、5）、行政文書として、日本が保有し管理する義務を負っているものである。

また、本件文書①、②及び⑤は、日本がアメリカに対して支払う財政に関する取り決めであるから、アメリカとの間で将来財政負担の内容について紛争が生じないよう、その内容を明確化する目的で、日本は、これらの文書を保有・管理しておかねばならない。さらに、日本は、返還協定 7 条に基づき 5 年間にわたりアメリカに対して支払を予定し（甲 7）、本件文書⑤の合意によって、物品、役務により基地移転費及びその他の費用 2 億ドルを 5 年間にわたり負担しており（甲 5、6）、通貨交換後の預金については 25 年以上経過した後に、その返還を求めるはずであった（甲 5、6）。これらの日本のアメリカに対する財政負担が長期にわたる以上、その支出根拠を明確化しておく必要性があるため、日本は本件文書①、②及び⑤を保有・管理しなければならない。

そして、本件文書①及び②については、前記3（1）アのとおり、当時の交渉担当者であった吉野文六自身が秘密の合意（密約）の存在とイニシャルが自身のものであることを認めているのである。

加えて、外務省は自主的に行行政文書を公開する外交記録の公開制度により、日米間の沖縄返還交渉のうち、1967年（昭和42年）に行われた佐藤栄作・ジョンソン会談についての文書及び関連文書を詳細に開示している（甲17第20回外交記録公開ファイル一覧）。一方、本件文書①、②及び⑤は、沖縄返還交渉が本格化し、返還協定が締結された1969年（昭和44年）から1971年（昭和46年）までに作成されており、これらの行政文書については何らの記録もないというのは、極めて不自然である。

そして、本件文書①、②及び⑤が、吉野文六及び柏木雄介が日本の代表として合意していることから、その会合に出席していなかった総理大臣、外務大臣及び大蔵大臣等関係各署に対し、合意の内容を報告する文書、公電及び翻訳文（本件文書③、④、⑥及び⑦）が作成され、これらが現在でも所轄の省庁に保有されているのは、行政実務の執行上当然である。

## （2）アメリカ国立公文書館における密約文書の公開

原告らが開示請求書に添付した、本件文書①、②及び⑤と同一内容の文書である甲第1号証、甲第3号証及び甲第5号証は、アメリカ国立公文書館で自由に入手することができる。これらの文書は、1994年（平成6年）に大統領令により秘密指定解除がなされ、現在アメリカ国立公文書館においてすべて公開されている。具体的には、本件文書①及び②と同一内容の文書は、アメリカ国立公文書館が所蔵する通称オフラハーティ文書の中に、本件文書⑤と同一内容の文書は、同

館の所蔵する通称「USCAR 文書」(United States Civil Administration of the Ryukyu Islands の文書、USCAR は、「ユスカー」と読み、「琉球列島米国民政府」と訳されている。) の中に、それぞれ存在する。

このとおり、本件文書①、②及び⑤については、外交交渉の一方当事国であるアメリカがすでに公開しているため、日本において外交政策上の秘密を保つ必要性はない。

#### (3) 沖縄県公文書館における公開

日本においても、沖縄県公文書館で、本件文書①、②及び⑤と同一内容の文書を閲覧・謄写することができる。これは、沖縄県公文書館が、沖縄返還に伴う資料を収集するため、数年間かけてアメリカ国立公文書館で調査をし、存在を確認した膨大な文書を情報公開請求により謄写し、持ち帰り、同館の資料として一般に公開していることによる。本件文書①、②及び⑤と同一内容の文書は、この沖縄県公文書館の公開文書の一部でもある。

#### (4) まとめ

以上のとおり、秘密の合意（密約）に関する本件文書①ないし⑦が存在するのは明らかであるから、日本政府がこれらの文書の存在を否定し続けることは、いかなる理由を用いても正当化されることではなく、外務大臣及び財務大臣が、不存在を理由として、本件文書を不開示としたのは違法であり、本件処分 1 及び 2 は取消を免れない。

### 6 本件不開示部分の開示の義務付け

(1) 行政事件訴訟法は、3条6項2号で、行政庁に対し一定の処分を求める旨の法令に基づく申請がされた場合において、当該行政庁がその処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないときに、行政庁が

その処分をすべき旨を命ずることを求めることができるとしている（いわゆる申請満足型義務付け訴訟）。そして、同法37条の3第1項2号及び5項は、「当該法令に基づく申請を…棄却する旨の処分…がされた場合において、当該処分…が取り消されるべきもので」ある場合に（訴訟要件）、「請求に理由があると認められ」、行政庁が当該行政処分をすべきであることが根拠法令上「明らか」であると認められる場合には（本案勝訴要件）、当該処分の義務付けが認められるとしている。

(2) 前記で述べたとおり、本件文書は、明らかに存在しており、本件処分1及び2は取り消されるべきものである（訴訟要件の充足）。

また、本件処分1及び2の根拠となっている情報公開法は、行政庁に対し、行政文書が不開示事由に該当しない場合には、原則として、当該文書の開示を義務付けている（情報公開法5条）。本件では、前記5のとおり、本件文書が現に存在しているので、外務大臣及び財務大臣は、原則のとおり、本件文書の開示決定をする義務を負っている。すなわち、本件請求に理由があり、外務大臣及び財務大臣が当該行政処分をすべきことが情報公開法上明らかである（本案勝訴要件の充足）。

(3) したがって、処分庁外務大臣及び同財務大臣に、それぞれ本件文書の開示決定の義務付けが認められる。

## 7 被告国の賠償責任と損害

原告らは、外務大臣及び財務大臣が本件文書を不存在とした本件処分1及び2によって、情報公開法の定める手続に従って同文書を知る権利を侵害され、多大な精神的損害を被った。原告らの精神的損害を金銭評価することは困難であるが、あえてこれを評価すると、その損害額は1

人当たり少なくとも10万円はくだらない。

したがって、外務大臣及び財務大臣の原告に対する本件処分1及び2に基づき生じたこれらの損害については、被告が賠償の責任を負っている。

## 8 結語

以上のとおり、本件文書の不開示を決定した本件処分1及び2が違法であることは明らかであるから、原告らは、行政事件訴訟法3条2項及び6項2号、同法37条の3第1項2号及び5項に基づき、処分庁外務大臣及び同財務大臣に対し、本件処分1及び2の取消し及び本件文書①ないし⑦について開示決定の義務付けを求めるとともに、国家賠償法1項1項に基づき、被告に対し本件処分1及び2により被った損害の賠償を求める。

以上

## 証拠方法

証拠説明書(1)のとおり

## 附属書類

1 訴状副本	1通
1 甲第1号証ないし第17号証 写し	各2通
1 証拠説明書	2通
1 訴訟委任状	25通

## 行政文書目録 1

- (1) 「CONFIDENTIAL SUMMATION OF DISCUSSION Of Article IV, Para 3」と題する SNEIDER と YOSHINO 間の会話を記録した 1971 年 6 月 12 付文書 (本件文書①)
- (2) 「SECRET Memo」と題する 1971 年 6 月 11 日付文書 (本件文書②)
- (3) 上記(1)及び(2)に関する報告、記録または引用した報告書及び公電などの文書 (本件文書③)
- (4) 上記(1)及び(2)に関する翻訳文 (本件文書④)

## 行政文書目録 2

- (1) 「SECRET Memo Noted by D.M.K」 と題する 1969年12月2  
日付文書 (本件文書⑤)
- (2) 上記(1)について報告、記録または、引用した報告書及び公  
電などの文書 (本件文書⑥)
- (3) 上記(1)に関する翻訳文 (本件文書⑦)